（裏）

　　　　　注　意　事　項

一　武蔵村山市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る

　利用者負担額軽減措置事業実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）第三条に規

　定するサービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してくだ

　さい。

二　この確認証は、東京都及び市に申出のあった事業者に対してのみ有効です。

三　前記のサービスを利用した場合、利用者負担額（日常生活に要する費用について

　は食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に限ります。）が表面に記載されている軽減

　割合により軽減されます。ただし、実施要綱第六条及び第八条により軽減内容が限

　られる場合があります。

四　被保険者の資格がなくなったとき、減額の認定要件に該当しなくなったとき、減

　額の確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。

　また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

五　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、

　市にその旨を届け出てください。

六　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役処分を受けることが

　あります。